

大阪弁護士会ニュース 第12号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2012年6月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただくか、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談（フリーダイヤル）（月～金 13時～16時）

0120-062-545

面談による無料相談（法テラス指定相談場所）をご希望の方はご予約を

06-6364-1248

（予約受付時間 9時15分～20時）

○ 大阪弁護士会のホームページでは、特設ページを設けて、相談会などの各種イベントに関する情報の他、各種資料の他、各自自治体のサイトへのリンクなど、お役に立つ情報をたくさん掲載しています。「大阪弁護士会」で検索頂くか、下記URLへ、是非アクセスください。

<http://www.osakaben.or.jp/web/index/index.php>

携帯サイトへの
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

7/21 シンポ 避難者支援法制の確立へ

このたび、大阪弁護士会では、広域に避難しているの方々へ、抜本的な支援法制を提言すべくシンポジウムを開催することになりました。

日本国中で今なお見通しが立たないままの避難生活が続いている状況ですが、震災と原発事故という複合的なものによるため、その経過も、避難後の生活状況も、避難した地域や世帯構成によって多様になっています。

「国内避難民」となったこれらの方々への支援は、東電だけでなく、国や地方自治体の責任による長期的・総合的なものとする必要があります。

しかし、日本では、これまで「避難者」を念頭においた支援策や根拠法制について検討されたことがありませんでした。そこで、大阪弁護士会では、大阪府下の避難者への聞き取り調査を実施し、100世帯近くのご協力を得、その分析に基づくニーズを明らかにしたいと考えています。

また、さいたまで1000名に近い実態調査がまとめられていますし、事故から5年後につくられたロシアのチェルノブイリ法の功罪についての経験もふまえて、日本における避難者支援のための法制がどうあるべきかについて、検討をしたいと思えます。

当日は、関西に来られている避難者の状況をよく知っている当事者の方とともに、わが国におけるチェルノブイリ法の唯一の研究者である尾松亮先生、埼玉の実態調査をまとめられた辻内琢也先生を招いて、皆様と一緒に考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

日時：2012年7月21日（土） 13時30分～16時30分

場所：大阪弁護士会館 10階 1001・1002 会議室

参加費：無料

※詳しくは、同封のちらしで。お早めに申し込みを！

★できれば事前にお申し込みください★

問い合わせは、当会法律相談部相談一課（担当 池見）まで。

TEL：06-6364-1248

大阪府下避難者支援団体等連絡協議会 が結成されました

2012年5月12日に、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会の立ち上げ総会が大阪市内で開催されました。



大阪府下で活動する支援団体・避難当事者団体の合計51団体が加入し、これまでの活動報告を行ったり、今後留意すべき点について意見交換を行ったりしました。また、各地から大阪に避難してこられた方から、現状の報告もなされました。

この総会には大阪府、大阪市、堺市など5つの自治体もオブザーバーとして参加されたほか、福島県の職員の方も福島からお越しくださいました。

その後現在までに参加団体は81団体に増えており、今後も増加が見込まれます。今後は、2か月に1度程度のペースで定例会が行われ、情報提供や意見交換などを行っていく予定です。大阪弁護士会としても、この協議会に積極的に関与していきたいと考えています。

問合せ 大阪市ボランティア情報センター 06-6765-4041

子どもたちの「居場所」づくり

NPO法人み・らいずでは、避難中の子どもたちへの「居場所」づくりとして『ほっとスペースなかもず』を2012年5月12日よりオープンいたしました。『ほっとスペースなかもず』は震災から1年を経て、県外避難をされているおかあさんたちの「声」から生まれた場所です。ここでは、小学1年生～中学3年生のお子さまを対象として、大学生のおにいさんやおねえさんと一緒に勉強をしたり、遊びやレクリエーションをおこなったりしています。また、月に1度保護者の方と一緒にスクールソーシャルワーカーや臨床心理士のスタッフがお子さまの状況や今後の生活について情報交換を行い、お子さまにとっても保護者にとっても安心して通える居場所になるよう努力しています。詳細は右の通りです。

※居場所には登録が必要です。まずはお気軽にお電話かメールにてお問い合わせください。スタッフがご案内いたします。

またこの事業では、居場所だけではなく、専門家スタッフがその他さまざまな相談にも応じます。

《問い合わせ先》NPO法人み・らいず【本部】

〒559-0015 大阪市住之江区南加賀屋4丁目4-19

TEL:06-6685-6699 FAX:06-6683-5532(電話対応:月曜日～土曜日※祝日は除く。担当:田畑) E-mail:anshin@me-rise.com

日時：毎週土曜日 11:00～15:00

内容：11:00～12:00 学習支援

12:00～13:00 昼食

13:00～15:00 自由遊びやレクリエーション

場所：なかもず事務所

〒591-8023

大阪府堺市北区中百舌鳥町2-104 なかもず駅前ビル501

利用料：無料(活動に係る費用は実費負担になります)

ADR和解事例のご紹介

平成23年12月28日に、南相馬市民130人(34世帯)が、自宅に滞在している状況から、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申立をしていました。これについて、平成24年4月16日に同センターから、滞り者慰謝料を認めるのが妥当であるとの内容が提示されていましたが、去る6月1日、東京電力が和解案を全部受諾する旨の回答をしたので、具体的に和解に向け動き出すことになりました。これは、**滞り者慰謝料を認めた初めての事例**となります。

これまで、中間指針は、平成23年4月22日までの屋内退避者の慰謝料額を一人10万円と定めるだけで、その後の期間についての慰謝料を明確に定めていませんでした。また、中間指針第二次追補でも、自宅滞り者について、「個別具体的な事情に応じて」賠償の対象となり得ると定めるものの、基準は明確にされていませんでした。

しかしながら、自宅滞り者の多くは、家族や仕事、地域の役職上等により、避難をしたくても避難できず、又は一旦は避難しても自宅に戻らざるを得ない事情を抱えています。同時に、自宅で生活しているといっても、その地域の人口の大幅な減少、地域医療の崩壊、小中学校等の閉鎖や教育環境の悪化、地域経済の停滞等により、生活基盤の喪失による不便や不安に苦しみ、今後にも大きな不安を感じていました。このような自宅滞り者の精神的苦痛は、避難生活を送っている方の精神的苦痛と同程度であり、慰謝料の面で、自宅滞り者と避難者に、大きな差を認めるべきではないはずで

その中で、今回、センターが示した和解案提示理由書では、

「本件地域の住民は、自宅は奪われなかったものの、地域の経済的基盤の重要な部分を毀損され、商店や医療介護施設の不足に苦しめられ、これを補充するような措置も講じられなかった。また、物流の悪化・物資の入手困難に伴う物価上昇にも苦しめられた」と指摘した上で、「本件地域の日常生活は、避難生活に匹敵する程度に不自由なものであったというべきである」と滞り避難者の現状を正当に評価しました。

その上で、滞り者の慰謝料として、①本件事故以降平成23年9月末まで、**1人当たり月額10万円**、②平成23年10月から平成24年2月末まで、**1人当たり月額8万円**という金額を提示しました。

この提示を東電も受け入れたわけです。

ADRという場において、センターが中間指針等の不十分な部分を補う態度を示したことについては、今後ADRの事例を重ねていく上で十分に評価される点です。

ただ、本和解案には、不十分な点も少なくありません。特に、和解案では、自宅滞り者の慰謝料を中間指針に基づく避難者の慰謝料額を基準に算定していますが、その基準自体、これが最低限度の基準としても低すぎて妥当性に欠けると言わざるを得ない点です。

そこで、慰謝料の金額について、公表されているADRの事例も報告します。

例えば、

- ① **両足に障害のある方の事例**では、通常の範囲の生活費の増加分の他に、避難経過を考慮した増加分や**身体障害の個別事情による増加分**を含めて、平成23年3月11日から9月30日までの損害として、合計106万2000円が認められています(**1か月当たり約16万円**)。
- ② また、要介護の母親との別離や二重生活による増加分を考慮した事例では、3月分として15万円、4月分として14万4000円、5月以降11月分まで毎月12万円が認められています。
- ③ 他にも、3月11日から11月30日までの間、**月額13万円**の割合で慰謝料を認めた事例もあります。

慰謝料については、センターは、平成24年2月14日の総括基準として、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる、としています。

- ・ **要介護状態にあること**
- ・ **身体または精神の障害があること**
- ・ **重度または中程度の持病があること**
- ・ **上記の者の介護を恒常的に行ったこと**
- ・ **懐妊中であること**
- ・ **乳幼児の世話を恒常的に行ったこと**
- ・ **家族の別離、二重生活等が生じたこと**
- ・ **避難所の移動回数が多かったこと**
- ・ **避難生活に適応が困難な客観的の事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと**

そして、具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられるとしています。

上記のとおり、これまでのADRでは、増額が認められたと言っても、まだまだ低い金額と思わざるを得ないところ

もちろん、ADRは、個別の事情を考慮しながらも、避難者と東京電力の双方が和解に応じてはじめて成果を得られるものであって、避難者が求めた請求の内容が全て受け入れられるわけではありませんし、東京電力が応じなければ成果も得られません。しかし、より高い基準作りのために一定の役割を果たしてきています。

連載 避難されている方は今

Yさん(女性)

東日本大震災発生時、埼玉に住んでいた30代主婦です。

長女は幼稚園の年中組、次女は3歳になりたて、私は妊娠8ヶ月でした。原発でトラブルと聞いてもピンと来ず、何より津波のショックが大きく、「直ちに影響がない」を信じすぐ避難しませんでした。

海外に住む友人に「原発で過酷な事故があつたと連日報道している。私があなたなら、すぐ関東を離れる」と言われ大変ショックを受け、原発関連の情報を貪り読むようになりました。

でも私たちは家を建てたばかり、夫は仕事があります。気をつけて暮らすしかないと考えているとき、今度は東京の水道水から放射性物質検出のニュース。目の前が真っ暗になりました。

ここで、新しい家族を迎え楽しく暮らすはずでした。

子どもたちが外で遊びたいと言っても、出してやれません。思いが募り、勝手に庭に出た子どもたちを怒鳴りつけたりしました。

放射能や内部被曝について自分なりに勉強しましたが、結論は「わからない」でした。それでも危険を訴える人がいて、あるかないかわからないのであれば、と3月末に大阪の実家に避難し5月に元気な女の子を出産しました。

6月後半に自宅に戻りましたが夏休みに入り再び来阪、以来自宅に戻りませんでした。

夫も私も子どもたちも、それまでの人間関係や財産、全て諦めて大阪に来ました。

「原発事故の影響で避難してきた」と言うとき「小さい子供さんがいれば、避難して当然」と言われることがあります。

もし九州や四国、福井の原発で何かあれば、関西の皆さんも逃げられますか?

恐らく、多くの人が何もしないでしょう。

家のローンが、仕事、学校が…理由はいくらでも探せます。

避難や移住は、口で言うほど簡単でも甘いものでもないのです。

関西の皆さん、東北・関東の原発事故被害者を思い、絆を感じているのなら、この事故から学び、同じ過ちを繰り返さないでください。

日本中の原発の再稼働にNOを突き付け、コンクリートや肥料に形を変え放射性物質を拡散する政府の方針に疑問を感じてください。

私は無知で幼い子どもたちやお腹の子どもを守れず、子どもたちの将来を手放しで楽しみにできなくなりました。

被曝しなかった幸運を無駄にせず、お子さんに安全な食材を与える手間を惜しまないでください。

今、お陰様で私の子どもたちはのびのび外遊びをしています。

この幸せは当たり前のもではなく、守る努力をしないと簡単に失われるということを忘れず暮らしていきます。

ちょっと一息。。。NO.9



夏の風物詩といえば花火
今回は大阪の人気花火スポット
をご紹介します

★天神祭奉納花火

2012年7月25日(水) 19:00~21:00

大阪天満で行われる日本三大祭のひとつ「天神祭」イベントの最後を飾る奉納花火。船渡御などの厳かな神事やかがり火の幻想的な雰囲気も必見です。

会場：川崎公園大川一帯から桜之宮公園

交通：JR 桜ノ宮駅・京阪天満橋駅から徒歩5分

連絡先：大阪天満宮 (06-6353-0025)

★なにわ淀川花火大会

2012年8月4日(土) 19:50~20:40

水都大阪を流れる淀川を愛するボランティアスタッフが運営する「手作り」の花火大会。水面で半円にあがるスターメインなどが大迫力の淀川へ華麗に打ち上げられます。

会場：新御堂筋淀川鉄橋より下流

国道2号線までの淀川河川敷

交通：十三会場

(最寄り駅：JR 塚本駅、阪急電鉄 十三駅)

梅田会場

(最寄り駅：JR 大阪駅、阪急電鉄 梅田駅)

連絡先：なにわ淀川花火大会運営委員会 (06-6307-7765)

次号予告

次号でもADRの動きを追っていきます。